

芦屋川カレッジ学友会 会則

(名称・事務所)

第1条 この会は、芦屋川カレッジ学友会と称し、事務所を会長宅におく。

(目的)

第2条 この会は、会員が心豊かに生きるため、生涯学習の活動を続けるとともに、会員相互の親睦を図り地域社会との交流につとめることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①教養講座の開講、ならびに特別行事の開催。
- ②その他、必要と認める事業。

(会員)

第4条 この会の会員は、芦屋川カレッジの修了生、および当会の趣旨に賛同し、入会を希望する人をもって構成する。

(委員)

第5条 この会には、次の委員をおく。

- ① 会長1名、副会長2名以内、企画、広報、組織、会計、総務、社会貢献の各担当委員および監査2名をおく。
- ②委員は、総会の承認を受け委員会を構成する。
- ③会長は、委員会により選出する。
- ④会長は、委員会に諮り副会長、ならびに各委員の担当を委嘱する。

(委員の任務)

第6条 委員の任務は、次の通りとする。

- ①会長は、会を代表し、会務を統括する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に支障が生じたときはそのうちの1名が会長の職務を代行する。
- ③企画、広報、組織、会計、総務、社会貢献の各委員は事業を達成するための業務を掌る。
- ④監査は、会の運営および会計事務を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、1年とする。ただし再選は妨げない。

(会議・議事)

第8条 この会の会議は、総会と委員会とし、会長が招集する。

- ①総会は年1回、委員会は必要に応じ随時開催する。
ただし、委員会において必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
- ②議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(総会付議事項)

第9条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- ①委員の承認。
- ②前年度の事業報告、収支決算報告、監査報告。
- ③新年度の事業計画、収支予算案。
- ④会則の改廃に関する事項。
- ⑤その他、特に必要と認められる事項。

(会計)

第10条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

- ①会費は、委員会に諮りその額を定める。

②この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この会則に定めのない事項は、細則に定めるところとする。

(付 則)

(1) この会則は、平成19年4月9日から施行する。

(2) この会則は、第5条①項および第6条④項の一部を改定し、平成27年4月13日から施行する。

(3) この会則は第5条①項および第6条③項の一部を改定し、平成31年4月8日から施行する。